

～本庄市開発行為等許可審査基準の一部改正について～

令和 2 年 4 月に埼玉県の「都市計画法に基づく開発許可制度の解説」が改訂されたことに伴い、「本庄市開発行為等許可審査基準」の改正を行いました。

◇施行日

令和 3 年 10 月 1 日

◇主な改正箇所

■都市計画法第 33 条関連

⇒【省令 24 条第 5 号審査基準】

袋路状道路の終端に接続する避難用通路を新たに計画する場合の道路構造令で規定する歩行者専用道路の基準を満たす幅員は、「2.0m 以上」とする。

⇒【省令第 27 条審査基準】

宅地造成等規制法施行令第 14 条に基づき国土交通大臣が認定した擁壁を用いる場合は、認定条件(適用土質、必要地耐力等)に適合することを確認することとする。

■都市計画法第 34 条第 9 号

休憩所(ドライブイン・コンビニエンスストア)は、予定建築物の規模に応じて、複数の大型(トラック、バス等)を含む適当な台数の駐車場を設けていることとする。

■都市計画法第 34 条第 12 号

⇒【市条例第 5 条第 1 項第 2 号イ:親族住宅】

「(ただし、当該土地が農地の場合は、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 5 条の許可を停止条件とした所有権移転仮登記を完了したものとする。)」を削除。

※このことにより、農地法第 5 条許可を停止条件とした所有権移転仮登記を設定することによる開発許可申請ができなくなります。

⇒【市条例第 5 条第 1 項第 4 号:収用移転】

開発行為を行う者は、原則、1 年以内に開発行為に係る許可申請を行う者であること。

開発区域の規模は、従前と著しく異ならないものであり、従前に代わる施設と認められる範囲であること。

予定建築物は、周辺の土地利用及び環境に配慮されたものであること、市の都市計画の実現に支障をきたさないものであること。

遠隔地からの収用移転については、遠隔地に立地する必要性を勘案した上で適切と認められる場合に限る。

⇒【市条例第5条第1項第8号：敷地拡張】

- ・予定建築物は、周辺の土地利用及び環境に配慮されたものであること。
- ・既存の建築物の敷地内において処置できないやむを得ない理由があること。

※その他文言等の改正を行っております。

詳しくは、窓口または電話でお問い合わせください。

問い合わせ先

本庄市役所 建築開発課

開発指導係 0495-25-1140(直通)